

税務課からのお知らせです1

所得税・復興特別所得税及び村・県民税の申告相談

2月16日(月)から3月16日(月)(土、日曜日は除く)まで、榛東村役場村民ホールにおいて「平成26年分所得税及び復興特別所得税」及び「村・県民税」の申告相談を実施します。相談を希望する方は、申告に必要な書類をお持ちのうえ、申告期間内に是非ご利用ください。(申告に必要な書類は、別途、世帯主様あて郵送する「申告相談のお知らせ」を参照)

なお、申告期間中は相談会場が大変混雑します。可能な限り指定された日(下表「申告相談受付表」)にご来庁いただき、円滑な申告相談の実施にご協力ください。

○申告会場、受付時間など

- 相談対象者 平成27年1月1日現在に榛東村に住所がある方で、所得税及び復興特別所得税申告並びに村・県民税申告をする方
- 期間 2月16日(月)から3月16日(月)まで(土、日は除く)
- 会場 榛東村役場1階村民ホール
- 受付時間 午前の部 … 8時30分から11時30分まで
午後の部 … 13時00分から16時00分まで
- 注意事項 申告相談には、申告に必要な書類のほか、必ず「はんこ」をお持ちください。

○申告相談を円滑に実施するために

申告期間中、相談会場は大変混雑します。申告相談を円滑に実施するために、次のことにご協力ください。

- ・営業、農業、不動産所得などの収支内訳書は、来庁前に集計をしてきてください。
- ・医療費控除の適用を受ける方は、平成26年中に支払った医療費の額と高額療養費などで補てんされた額を来庁前に集計してきてください。
- ・上記の集計などが事前にされていない場合は、会場待合室にて集計作業をお願いすることになります。この場合、受付順が前後しますので、予めご承知おきください。
- ・収支内訳書、医療費の明細書などは税務課窓口にて用意してありますのでご利用ください。

申告受付予定表

申告相談日	午前の部	午後の部
2月16日(月)	1区	2区
17日(火)	1,2区	3区
18日(水)	3区	4区
19日(木)	4,5区	6区
20日(金)	6区	7区
21日(土)		
22日(日)	ピエント高崎	
23日(月)	7区	5区
24日(火)	7区	8,9区
25日(水)	8区	9区
26日(木)	9区	10区
27日(金)	9区	10区
28日(土)		
3月1日(日)	ピエント高崎	
2日(月)	10,11区	12区
3日(火)	12区	11,13区
4日(水)	14区	13区
5日(木)	13,15区	14区
6日(金)	16区	15区
7日(土)		
8日(日)		
9日(月)	15,18区	16区
10日(火)	17区	18区
11日(水)	18区	17,19区
12日(木)	19区	20区
13日(金)	21区	20区
14日(土)		
15日(日)		
16日(月)	20,21区	

○複雑な確定申告は受付できません

次の所得などを含む確定申告は、村の申告相談では一切受け付けることができません。申告相談のためご来庁された場合でも、お帰りいただくこととなりますので特にご注意ください。なお、次の所得などを含む申告は、高崎税務署が主催する確定申告相談(会場：ピエント高崎)にて受け付けていますのでご利用ください(次頁参照)。

■村の申告会で受け付けることができない確定申告

- ・株式等に係る譲渡所得等を含む申告
- ・先物取引に係る雑所得等を含む申告
- ・複雑または特殊な申告
- ・新築以外の住宅借入金等特別控除の適用を受ける申告
- ・上場株式等に係る配当所得を含む申告(分離課税のある申告)
- ・青色申告
- ・消費税申告
- ・平成26年分以外の申告
- ・他市区町村住所登録者(平成27年1月1日現在)の申告
- ・家屋などに関する雑損控除の適用を受ける申告 など

○公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がありません。

ただし、前述に該当する場合でも、村・県民税の申告が必要な場合(次頁参照)がありますのでご注意ください。また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合は、確定申告書の提出が必要となります。

《 ← 引き続き、次頁もご覧ください》

○村・県民税の申告は

平成26年中に所得があり、平成27年1月1日現在に榛東村に住所がある方は、村・県民税の申告が必要になります。村・県民税の申告は、村で実施する申告相談(前頁参照)にて受け付けますので、申告が必要な方は是非ご利用ください。

なお、次のいずれかに該当する方は村・県民税の申告は不要となります。必ずご確認ください。

○村・県民税の申告が不要な方

- ①税法上の「被扶養者」となっている方
- ②収入が公的年金等のみで、日本年金機構などの年金支払者から源泉徴収票がお手元に届いている方
- ③収入が給与収入のみで、勤務先から源泉徴収票がお手元に届いており、かつ、その源泉徴収票について年末調整が済んでいる方(年末調整の済・未済については、源泉徴収票を発行した勤務先までお問い合わせください)
- ④確定申告書を税務署に提出する方

○村・県民税の申告が不要な方も、こんなときは村・県民税の申告を

上記の「村・県民税の申告が不要な方」のうち①から③に該当する方であっても、次のいずれかに該当するときは村・県民税の申告が必要です。

- ・ご自身が「榛東村国民健康保険」に加入する(している)場合
- ・ご自身が「榛東村国民健康保険加入世帯」の「世帯主」である場合
- ・医療費控除、生命保険料控除などの適用を受ける場合
- ・行政上の支援・軽減措置などを受ける場合
- ・所得証明書、非課税証明書などの収入などにかかる公的証明が必要な場合

▶お問い合わせは税務課(☎54-2211 内線161または163)へ

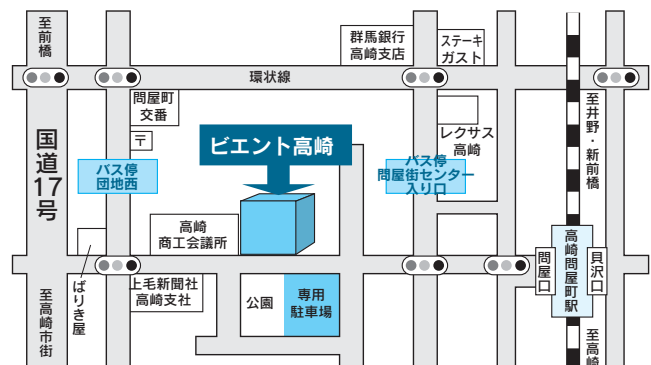
複雑な確定申告や消費税申告などはビエント高崎で

複雑または特殊な確定申告は、村で実施する申告相談では一切受け付けることができません。「所得税・復興特別所得税」「個人消費税」「贈与税」の確定申告をはじめ、下記の所得などを含む確定申告は、高崎税務署が主催する確定申告相談で受け付けますので是非ご利用ください。

- ・株式等に係る譲渡所得等を含む申告
- ・先物取引に係る雑所得等を含む申告
- ・複雑または特殊な申告
- ・新築以外の住宅借入金等特別控除の適用を受ける申告
- ・上場株式等に係る配当所得を含む申告(分離課税のある申告)
- ・青色申告
- ・消費税申告
- ・平成26年分以外の申告
- ・他市区町村住所登録者(平成27年1月1日現在)の申告
- ・家屋などに関する雑損控除の適用を受ける申告 など

○申告会場、受付時間など

- 会場 ビエント高崎(エクセルホール)
高崎市問屋町2丁目7番地
- 期間 平成27年2月12日(木)から3月16日(月)まで
上記期間中、土・日曜日は除く
ただし、2月22日(日)、3月1日(日)は開場
- 時間 9時00分から16時00分まで
- その他 ビエント高崎で申告相談を実施している期間は、高崎税務署庁舎での確定申告はできません。



○消費税の確定申告をされる方へ

平成26年4月1日から消費税率が5%(うち、地方消費税1%)から8%(うち、地方消費税1.7%)に変更されました。このため、平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において課税取引を事前に適用税率ごとに区分し、それを基に計算していただく必要があります。ただし、経過措置により、平成26年4月1日以降の取引であっても改正前の税率(5%)が適用される場合があります。

▶所得税などの確定申告に関するお問い合わせは、高崎税務署(☎027-322-4711)へ

障害者控除対象者認定書

申告により障害者控除を受けることができます

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない65歳以上の方で、認知症や老化などにより障害者などに準じると認定された場合、村・県民税や所得税及び復興特別所得税の申告時に「障害者控除対象者認定書」を提出することで、障害者控除を受けることができます。「障害者控除対象者認定書」は、介護保険の要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるか判定し、対象と認められた場合に交付されます。

○対象となる方

- 次のいずれにも該当し、判定基準に該当する方
- ・満65歳以上の方で要介護認定を受けている方
 - ・身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けていない方

■判定基準

区分	対象者	認定基準	控除額(1人あたり)	
			所得税	村県民税
特別障害者控除	知的障害者(重度)または身体障害者(1級・2級)に準ずる方	・要介護度が1～5で、日常生活に介助・介護を要する方 ・医療：透析を受けている方 ・視力：ほとんど見えない方 ・聴力：ほとんど聞こえない方	40万円	30万円
障害者控除	知的障害者(中度・軽度)または身体障害者(3～6級)に準ずる方	・要介護度が1～5で、屋内での生活はおおむね自立しているが、外出などは介助・介護を要する方 ・医療：人工肛門または人工膀胱をしている方	27万円	26万円

○申請に必要なもの

印鑑(本人以外の方が申請する場合は、申請者の印鑑)を持参し、健康・保険課へお越しください。

○注意事項

- ・すでに身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の提示で控除を受けることができますので申請の必要はありません。
- ・申請者が本人または同居の家族以外の場合は、本人の同意が必要になります。
- ・認定書は障害事由の存続期間は有効です。
- ・対象者又は認定された方の障害事由の変更、消滅が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線142)へ

おむつ代の医療費控除

医療費控除確認書を交付しています

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年確定申告の際に寝たきりの状態にあること、および治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書が必要です。なお、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降の場合は、介護保険の要介護認定の資料をもとに状態を確認し、医師の発行するおむつ証明書に代わる「おむつ代に係る医療費控除確認書」を交付します。

○対象となる方

おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降であり、本人または本人の扶養する方がおむつを使用しており、要介護認定または要支援認定を受けている方

○申請に必要なもの

介護保険被保険者証と印鑑を持参し、健康・保険課で申請してください。

○注意事項

申請者が本人以外の場合は本人の同意が必要になります。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線142)へ

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成26年12月の放射線量は次のとおりです。(測定日：12月9日)

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、環境省が公表している「廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月第2版)」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、製造メーカーによる村所有測定器(クリアパル株式会社製：A2700型 Mr.Gamma)の定期校正及び群馬県衛生環境研究所所有の測定機器(富士電機株式会社製 NHC710B1-AYYYY-S)との比較実験を行い、当該実験結果により測定値の補正方法を採用しております。

なお、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、空間放射線量を測定しています。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	12月9日	8:55	役場・保健相談センター	新井790-1	0.063	0.045	0.046	晴れ	東側駐車場中央付近
2	12月9日	13:20	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.042	0.040	0.042	晴れ	敷地中央付近
3	12月9日	9:10	中央保育園(兼うぐいす学童)	山子田2531-19	0.062	0.055	0.048	晴れ	園庭中央付近
4	12月9日	13:40	北部保育園	長岡1109	0.042	0.045	0.038	晴れ	園庭中央付近
5	12月9日	9:35	南部保育園	広馬場1763-1	0.061	0.069	0.062	晴れ	園庭中央付近
6	12月9日	14:30	南部第1,2学童	広馬場1156-1	0.053	0.044	0.042	晴れ	敷地中央付近
7	12月9日	15:25	児童館	長岡1404-1	0.058	0.058	0.059	晴れ	敷地中央付近
8	12月9日	11:30	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.033	0.037	0.029	晴れ	駐輪場中央付近
9	12月9日	11:10	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.058	0.052	0.049	晴れ	グラウンド中央付近
10	12月9日	14:00	北小学校(兼北部第1学童)	山子田1261	0.035	0.034	0.036	晴れ	グラウンド中央付近
11	12月9日	14:45	南小学校	広馬場1142	0.025	0.024	0.022	晴れ	グラウンド中央付近
12	12月9日	10:00	北幼稚園	山子田1322-1	0.058	0.052	0.050	晴れ	園庭中央付近
13	12月9日	10:25	南幼稚園	広馬場1143-1	0.065	0.067	0.065	晴れ	園庭中央付近
14	12月9日	14:15	南部コミセン	広馬場1088	0.075	0.059	0.052	晴れ	正面駐車場中央付近
15	12月9日	15:10	総合グラウンド	山子田2037	0.050	0.040	0.043	晴れ	野球及びサッカーグラウンド境界付近

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

後期高齢者医療制度

一定の障害がある方は65歳から加入できます

65歳以上75歳未満で一定程度の障害がある方は、申請をして群馬県後期高齢者医療広域連合の認定を受けると、後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入した場合、病院での窓口負担割合が軽減されるなど、医療にかかる自己負担が軽くなる場合があります。

この申請は任意です。75歳になるまではいつでも申請をすることができます。また、加入後であっても、75歳になるまではいつでも認定を撤回することができます。

後期高齢者医療制度や障害による認定申請方法などについて不明な点がある場合は、健康・保険課までお問い合わせください。

■対象者

65歳以上75歳未満の一定程度の障害(身体障害者手帳1級～3級および4級の一部など)がある方

■申請に必要なもの

・印鑑 ・身体障害者手帳などの障害の程度を証明する書類 ・福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)

■申請方法

申請に必要なものを持参し、健康・保険課で申請をしてください。

■その他

生活保護を受けている方などは対象になりません。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)へ

赤い羽根募金 歳末助け合い募金 法人・個人募金

寄せられた浄財は、4,119,504円

平成26年度の赤い羽根、歳末たすけあい、法人・個人の各募金については、総額4,119,504円という多額の浄財が寄せられました。この尊い浄財は、村や県の社会福祉協議会事業などに有効に活用し、福祉の向上を図ります。

ご協力ありがとうございました。(敬称略・順不同)

○法人募金

- 5万円 ぐん. せい建商(株)
- 3万円 綜建産業(株)、(株)オーケーコーポレーション、(有)榛東葬祭センター
- 2万円 前橋精密工業(株)、廣橋建設(株)
- 1万円 (有)小林輪店、深井無線工業(株)、(有)小林水道工事店、千木良建設(株)、(有)東洋フォイル、(有)美善工務店、(有)榛東工業、(有)星一組、(有)善養寺工務店、高田建設(株)、(有)田村運送、群馬葡萄酒(株)、根岸建設(株)、(株)榎本鉄工所、(有)マンモ開発、(有)サイトウ・デンキ、(株)サン・クリーニング、(株)牧口鉄工所、(株)タナカ設備工事、(株)白子榛名工場、(株)榛東運輸、浅見水道(株)、(株)サンレジ、(株)牧口エンジニアリング、(株)コヤマハウジング、(株)清水水道、岩崎建設(株)、(株)吉澤工業、(株)萩原産業、(株)重枝建機、上野原生産森林組合、(株)キシケン、真塩総業(有)、(有)北榛自動車、(有)相馬園、(有)一倉商店、南榛工業(株)、(有)小野関製作所、(株)岡部建設、(有)マルコー商事、(株)とみつね、(株)一倉製作所、(株)ヒカリ物産、(有)田島組、(株)三機工、(有)三国断熱、(有)早川電器製作所、サラフジ(株)、三峰工業(株)、(有)下田農機商会、下田工設(株)、(有)クラフトガーデン、ミツマタ建設(株)、(株)一倉総業
- 5千円 (有)群馬サポート、上州神輿製造業協同組合、(有)榛名モータースポーツランド、(株)卯三郎こけし、(有)柳岡工務店、北群渋川農業協同組合榛東支所、(株)群馬銀行榛東支店、(有)柴本商店、(有)萩原紙器、(有)羽鳥製材所、(有)遠藤建設、(有)インテリアハルナ、(有)榛東建材工業、榎原機械(株)、(有)トゾカクリーニング、NPO法人あすなろ会結芽、(有)中華大榛、松栄産業(株)、(株)新東、(有)岡本重機溶接工業、(株)萩野製作所、(有)久仁精機、(株)セレネティ、(有)清水モーターズ、三和化工(株)、(有)メディカオール、(有)ウィルコーポレーション、地球屋、(株)ハルナグラス、(有)小山建材、(有)ハルナ油脂商会、(有)新井養鶏、(有)ユニバーサルデザイン
- 3千円 (有)北メン、群馬モールド(株)、(株)光工機、アサヒ(有)、(株)大利根建機、(有)ハルナ工芸、(有)群馬榛名園
- 2千円 (株)アライヘルメット榛東、(有)萩原自動車整備工場

○個人募金

- 1万円 善養寺徳男、民宿しおざわ、阿久澤恵三、菊地医院、柳澤寺、松井司法書士事務所、立見商店、ごとう接骨院、今井一良、浅見一彦、富澤物産、小林新聞店、リカー&フードすぎた、大竹十右、原澤益子、フラワー美容室、高橋獣医科医院
- 5千円 北群馬サンセルフ、ひらしま歯科、萩原綿ふとん店、ユアサデンキ、高橋俊一(桃井郵便局)、草間酒店、沙羅英慕、高橋モーターズ、榛東さいとう医院、小料理小政、松島物産、ユアサ薬品、阿久澤茂雄、坂庭實、善成寺、加藤明、富澤酒店、かどや建具店、金井建築、善養寺メリヤス、飯塚屋、関口益夫、つつじヶ丘電器
- 3千円 毛利多、かね八、和風レストランハウスロザーナ、榛東わかばクリニック、加藤接骨院、小山隆弘、松岡勘、阿久澤幸雄、柿ノ木坂食堂、さわ理容室、カットハウスYAE、青山製菓、川浦理容店、いちごハウスしみず、吉川義晴、酒井弘
- 2千円 つつじヶ丘英会話教室
- 1千円 セブンイレブン榛東山子田店、美容室ブロッサム、天野又男

○職域・学校・その他

- 北小学校児童会 18,850円
- 南小学校ボランティア委員会 10,004円
- 榛東中学校 683円
- 相馬原駐屯地 111,300円
- 前橋精密工業(株)親睦会 10,000円
- 社会福祉協議会・役場職員 15,880円
- 役場募金箱 68,987円

■赤い羽根募金・歳末助け合い募金

区	赤い羽根募金	歳末助け合い募金
1	46,200円	46,200円
2	44,100	38,700
3	57,000	57,000
4	49,500	51,000
5	53,700	53,700
6	56,400	56,400
7	102,300	102,300
8	52,200	52,200
9	143,700	143,700
10	79,500	79,500
11	63,600	63,600
12	37,200	37,200
13	47,700	47,700
14	68,700	68,400
15	72,900	72,900
16	57,900	59,700
17	42,300	42,300
18	53,700	53,700
19	40,800	39,600
20	82,500	82,500
21	52,800	52,800
その他	**	*30,000
計	1,304,700円	1,331,100円

※榛東山草会 30,000円

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

■国民年金のポイント ◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

■「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

■「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線133)または渋川年金事務所(☎22-1614)へ

群馬県河川課からのお知らせです

烏川圏域河川整備計画変更原案の縦覧と公聴会

現在、群馬県では、烏川や井野川を含む「烏川圏域河川整備計画」の変更手続き中です。本計画は河川法に基づき、今後の一級河川(県管理)の整備内容を具体的に記述するものであり、関係する地域にお住まいの皆さまからご意見を伺うため、次のとおり河川整備計画の変更の原案(以下、原案と略します)を縦覧し、公聴会を開催します。

○原案の縦覧

原案の内容を地域にお住まいの皆さまに理解していただくため、次のとおり縦覧します。

■場所

県庁河川課、県庁県民センター、各行政県税事務所、前橋土木事務所、高崎土木事務所、渋川土木事務所、伊勢崎土木事務所、前橋市役所、高崎市役所、玉村町役場、吉岡町役場、榛東村役場の各窓口で、また、群馬県ホームページ <http://pref.gunma.jp/> でもご覧いただけます。

■期間

平成27年2月2日(月)～平成27年3月3日(火)

○原案に対する公聴会の開催

原案に対する意見を発表していただく場として、次のとおり公聴会を開催します。(一般の方の傍聴も可能です。)

■日時 平成27年3月1日(日) 14時から

■会場 群馬県庁20階201会議室(前橋市大手町一丁目1-1)

■公述申出書の提出

公述人(公聴会で意見の発表を希望する者)は、住所、氏名、年齢、職業及び意見の要旨を記入した「公述申出書」を、平成27年2月16日(月)までに県河川課へ提出してください。(公述申出書用紙は、原案縦覧場所にあります。)

■公述人の選定

公聴会では、公述の希望者で同じ意見が多数ある場合などは、人員を制限することがあります。公述時間は、一人あたり10分程度となります。

■公聴会の中止

公聴会期限までに公述の申し出がない場合、公聴会を中止します。中止の決定後は、県ホームページでの告知、原案縦覧箇所及び公聴会会場での掲示等で周知します。

なお、傍聴を希望される方は公聴会の開催日までに開催の有無を、県河川課に確認してください。

○意見書の提出

公聴会で発表は望まないが、原案に対し意見のある方は、平成27年3月3日(火)までに郵送または持参にて県河川課へ「意見書」を提出してください。(「意見書」用紙は、原案縦覧場所にあります。)

▶お問い合わせは、群馬県県土整備部河川課 河川企画係 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1-1 ☎027-226-3617

榛東村地域創生ふるさと応援事業（地域経済循環型ふるさと納税制度）

12月も各地で

村民皆様の多種多様な特産品が認められ、 多くの応援（ご寄附）を賜りました

平成27年1月1日 自然エネルギー推進対策室は、地域創生・自然エネルギー推進対策室として課扱いに！

10月31日(金)～12月31日(水)
約2ヶ月間
全国47都道府県の皆様4,960件より

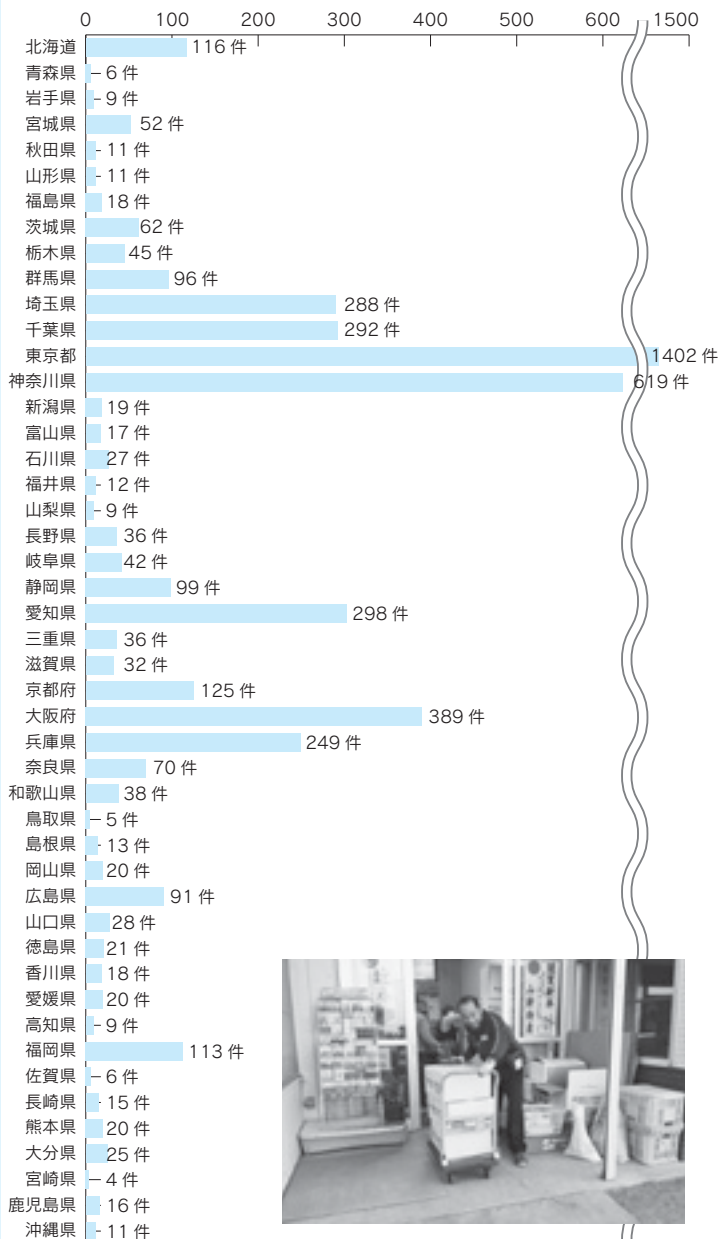
51,467,500円

ご寄附いただきました

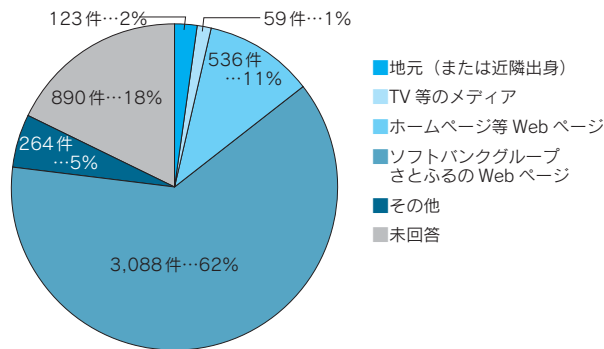
ソフトバンク榛東ソーラーパークの誘致により新たな集客施設も増え、全国から来村される方へのおもてなしのため、農産物の6次化、特産品づくりを進めて参りました。これらの事業を紡ぎ、昨年10月31日より、「榛東村地域創生ふるさと応援事業（地域経済循環型ふるさと納税制度）」を開始しました。10月31日～12月31日までにいただいた応援の状況（選ばれた特産品や、それぞれの寄附金の使い道指示事業など）を報告させていただきます。

やはり、ソフトバンク社に由来する応援者が6割を超え、多くの方に村をご紹介いただきました。

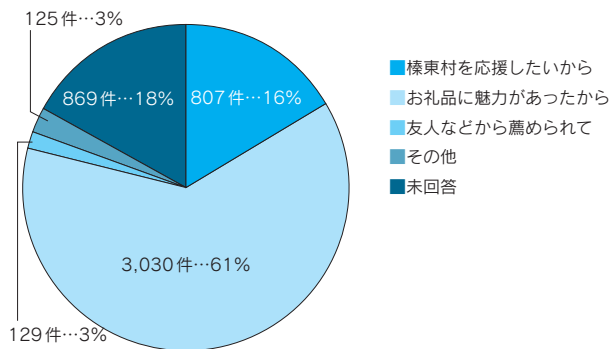
都道府県別のご寄附いただいた人数



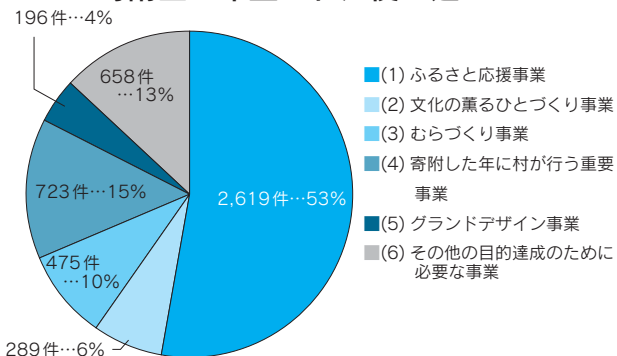
榛東村についてお知りになったきっかけ



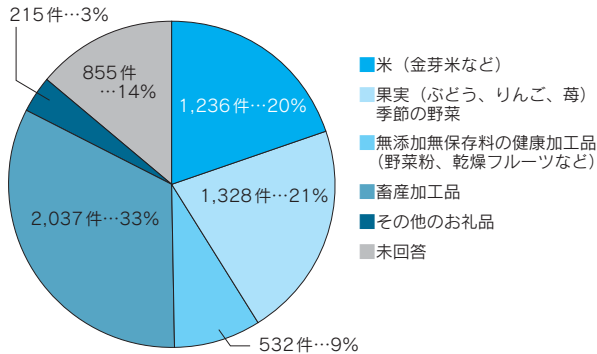
榛東村を応援していただいた理由



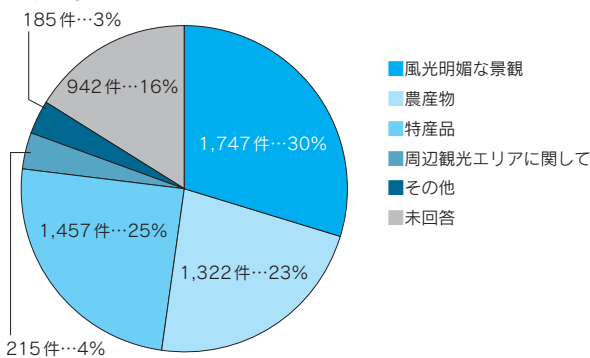
寄附金の希望された使い道



ふるさと応援事業で、 より充実して欲しいお礼品（複数回答可）



さとふるのHPをご覧になって榛東村について 興味をもっていたところ（複数回答可）



太陽光発電の売電を今より1円高く売り ませんか！手続き説明会を開催します。

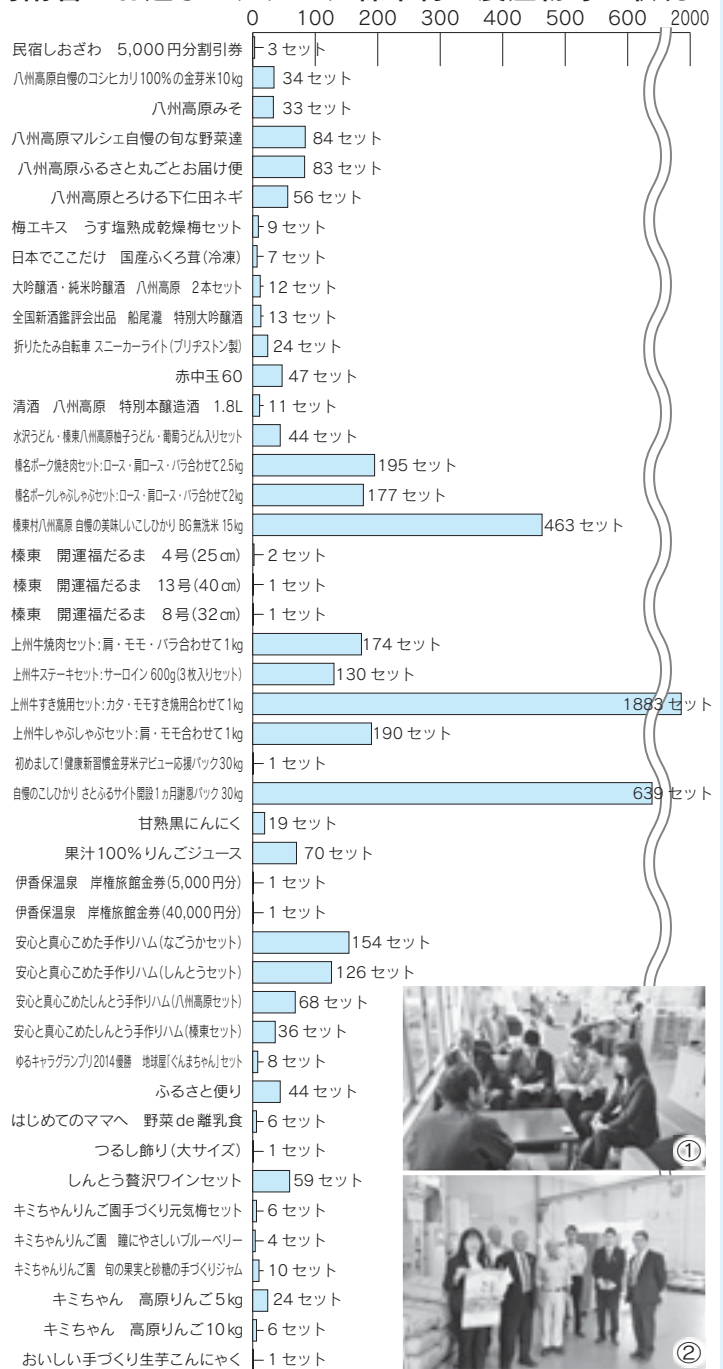
村では公共施設の電気料を削減するため自然エネルギー電力に切替え、安く購入いたします。そして、白子の海の太陽光発電を1kW当たり1円高く売電する予定です。

村民皆様も、住宅の屋根、畑で発電している方も該当します（固定価格買取制度等）。

説明会は1月29日(木)午後6時30分～役場村民ホール

参加申込みは、地域創生・自然エネルギー推進対策室（☎54-2211 内線253）へ 1月27日(火)まで

寄附者にお選びいただいた榛東村の農産物等の状況



八州高原自慢の美味しい 「コシヒカリ」を全国の皆さんに 愛されるために思案し、先進地で調査!

上記実績のとおり皆様は丹精込めたお米をブランドにするにはお米のプロでない役場がどうすればいいか思案し、ネットで岡山県吉備町が長野県の阿南町に視察に出向き、お米で一億円を達成したとあり、すぐに阿南町に電話をしました。お米の発送時期と重なり視察を断られましたが、成功の秘訣を必ずや手に入れるべく朝早く副村長以下自然エネルギー推進対策室全員でワゴン車に揺られて向かいました。どんなに広大な水田地帯が目の前に広がるかと構えていましたら、山と谷の険しい高地でした。ここで200tを提供できるならと安堵しながら役場がだめなら農協とJAの看板を探しました。

副村長の挨拶を受けてJAの課長さんから事業の詳細を説明(写真①)いただき併せて水分検査のビデオも撮影できました。保管庫精米施設(写真②)も見て、帰路では具体的な扱い方法や村の米をブランドにするにはと議論を尽くしました。



八州高原地域力向上委員会による荷造 (室記)